

## 広島県告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 解除に係る保安林の所在場所

福山市芦田町大字柞磨字田迫東平四三八・字田迫西平四四七・四四八の一（以上三筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）